

# 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書の見方

## 【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額(所得税法別表第五に基づく)を差し引いて計算します。

給与所得者について、必要経費にかかるものとして、所得税法別表第五に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除を引いた金額(所得金額調整控除がある場合にはこれも引いた金額)が給与所得です。

給与所得以外の合算所得があれば、その所得の合計額が表示されます。右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所にご印が入ります。

総所得金額①は給与所得とその他の所得計を合算したものを表示しています。

## 【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。ここでは、すべての所得を合計して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得を区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

総合課税	総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を表示しています (③=①-②) (千円未満切捨)	山林所得	山林(立木)の伐採または譲渡による所得(5年以内は事業または雑所得)	
	分離課税	分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得	
		分離長期譲渡	譲渡した年の1月1日現在で5年以下保有	
	株式等の譲渡等	株式等の譲渡等	株式等の有価証券の譲渡による所得	譲渡した年の1月1日現在で5年超保有
		上場株式等の配当	分離課税を選択して申告された上場株式等に係る配当所得	
		先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による雑所得	

所得	給与収入 3604910	主たる給与以外の合算所得区分	山林所得	0
所得	給与所得 2443200	所得金額調整控除	分離短期譲渡	0
所得	その他の所得計	所得金額①	分離長期譲渡	0
所得		所得控除合計②	株式等の譲渡	0
所得			上場株式等の配当	0
所得			先物取引	0
所得			総所得金額③	826000

(摘要) 市民税・県民税住宅借入金特別税額控除・寄附金控除の適用がある場合には税額控除額を、控除不足額(⑨)がある場合には充当額や還付額をここに記載します。また、年度の途中で税額に変更があった場合は、変更理由を記載します。

市	税額控除前所得割額④	49560
市	税額控除額⑤	4500
市	所得割額⑥	45000
市	均等割額⑦	3500
県	税額控除前所得割額④	33040
県	税額控除額⑤	3000
県	所得割額⑥	30000
県	均等割額⑦	1500
特別徴収税額⑧	80000	
控除不足額⑨	0	
既充当額⑩	0	
既納付額⑪	0	
差引納付額(⑩-⑪-⑫)	80000	
変更前税額⑫	0	
増減額(⑧-⑫)	0	
変更	月	月

納付額	
6月分	7400
7月分	6600
8月分	6600
9月分	6600
10月分	6600
11月分	6600
12月分	6600
1月分	6600
2月分	6600
3月分	6600
4月分	6600
5月分	6600

令和〇〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書 (納税義務者用)

指定番号	宛名番号	個人情報保護のため必ずご本人さまが開封してください。
180000	7	
受給者番号	氏名	
0123-A-4567	青森 三郎	
住 所		
青森市中央1丁目2番5号 青い森マンション503		

この通知書に記載された事項に不服がある場合は、行政不服審査法の規定に基づき、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に青森市長に対して審査請求をすることができます。  
 処分取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森市を被告として(訴訟において青森市を代表する者は青森市長となります。)、提起することができます。(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)  
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和〇〇年〇月〇日 青森市長 印

ここからゆくりはがしてください。問合せ先 青森市税務部市民税課 TEL 017-734-1111 内線 2648・2649

## 【所得控除】

所得控除は、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。所得控除合計②は所得控除の合計額を表示しています。「障・寡・ひ・勤」は、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示しています。

「扶養親族該当区分」・「本人該当区分」には、人的控除等の内訳を記載しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分		
控配	控除対象配偶者(70歳未満)	未成年者	*を表示	
老配	控除対象配偶者(70歳以上)	特障		特別障害者
特定	19~22歳	他障		一般の障害者
同老	同居老親等	寡婦		
老人	70歳以上	ひとり親		
16歳未満		勤労学生		
その他	一般扶養(16~18歳・23歳~69歳)	繰越損失		
同障	同居特別障害者			
特障	特別障害者			
他障	一般の障害者			

## 【税額】

税額控除前所得割額④	課税総所得金額(③)に税率(市民税6%・県民税4%)を乗じて計算します
税額控除額⑤	調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額、または株式譲渡所得割額の控除等の合計額です
所得割額⑥	税額控除前所得割額(④) - 税額控除額(⑤)
均等割額⑦	市民税3,500円・県民税1,500円です
特別徴収税額⑧	所得割額(⑥) + 均等割額(⑦)
控除不足額⑨	所得割額(⑥)より控除できなかった配当割額または株式等譲渡所得割の控除の額です
既充当額⑩	控除不足額(⑨)のうち、特別徴収税額(⑧)に充当された額です
既納付額⑪	既に納付されている額です
変更前税額⑫	税額変更前の税額を表示します

特別徴収税額を12ヶ月に月割りした、毎月の給与から差し引きされる税額を記載しています。(6月分から翌年5月分まで)